

令和2年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	会 計 管 理 者	内田明文君
教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君	水道課長補佐	大石俊一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局書記	濱野 聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 長崎県町村議会議長会 議会運営・活性化調査研究視察

(2) 長崎県町村議会議長会 令和2年 第1回 議長会

(3) 長崎県町村議会議長会 第71回定期総会

(4) 西九州自動車道建設促進期成会 提案活動

2 議員派遣結果

(1) 西九州自動車道建設促進大会

日程第4 町長報告

- (1) 報告第1号 専決処分した事件（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件）
- (2) 報告第2号 専決処分した事件（工事請負変更契約締結の件）
- (3) 西九州自動車道建設促進大会について
- (4) 新型コロナウイルス対策について

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② 未利用町有地活用について
 - ③ 地域福祉計画について
 - ④ 子ども子育て支援計画について
 - ⑤ 庁舎建設について
 - ⑥ 総合計画・総合戦略について
 - ⑦ し尿・ごみ処理について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 幼児・学校・社旗教育及び整備について
 - ② 条例等について
 - ③ まちづくりについて
 - ④ 事業の進捗状況調査について

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。ただ今から令和2年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。本日、令和2年の3月第1回の佐々町定例議会を開催いたし

ましたところ、皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、皆様御存じのとおり、新型コロナウイルス感染症によりまして、国内において尊い命が失われ、依然として感染の拡大が続いている現状でございます。お亡くなりになりました方々並びに御家族の皆様方に、心から哀悼の意を表したいと思っておりますとともに、また、治療を受けておられる方々に対しても、お見舞いを申し上げまして、一日も早い回復を心から祈っているところでございます。

国内外の複数の地域で感染経路が明らかでない患者の方が出ているということを踏まえまして、感染拡大の防止という観点から、本町内におきましても、発生はしておりませんが、イベント等、行事等の開催について感染機会を減らす、中止、検討を行っておりますので、あともって、町長報告によってさせていただきたいと思っております。

また、去る2月22日に松浦市文化会館に開催されました西九州自動車道の建設促進大会におきまして、大変御多忙のところ、議員皆様全員御出席をいただき、誠にありがとうございました。

促進大会の中でお話がありましたように、西九州自動車道は県北地域において、農産物等の搬送時間等の短縮などによります販路の拡大とか、それから工場団地への企業誘致に伴う新たな雇用の場の創出とか、福岡方面へのアクセスの時間の短縮による観光客の誘致等が期待されているわけでございます。

西九州自動車道の整備促進に図るため、最善の努力をしていきたいと考えておりますので、議員の皆様方には、今後とも御協力をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

それから、昨日、佐世保市議会におきまして、西九州させば広域都市圏の連携協議の議案が可決されまして、本日午後から、西九州させば広域都市圏の連携協約締結式が開催されるということでございますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

それから今回、議案につきましては、31件の議案を提案しておりますので、皆様方には御理解をいただきながら御承認いただきますようお願い申し上げますとともに、開会に当たりまして御挨拶に代えさせていただきます。

本日からどうぞよろしくようお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、橋本義雄君、8番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りしました日程表のとおり、3月3日本日から

3月16日までの14日間にしたいと思います。

なお、本会議は、前半が3月3日、3月4日、3月5日、3月6日、3月9日の5日間の予定です。後半の本会議は3月13日、3月16日の2日間を予定しています。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

3月3日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告4件。2番目に、議員派遣結果1件の報告を私から行います。

次に、町長報告ですが、4件の報告を町長からお願いします。

次に、広域連合議会議員報告1件の報告を、総務厚生委員長からお願いします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会、所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

1日目は、委員会報告終了後、散会となります。

3月4日、本会議の2日目は、一般質問からです。別紙質問通告一覧表のとおり、8名のうち5名の方からの質問です。2日目は、一般質問終了後、散会となります。

3月5日、本会議の3日目は、2日目に続き一般質問からです。別紙質問通告一覧表のとおり、8名のうち3名の方からの質問です。

次に、議案審議です。議案第2号から議案第6号までの5議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。3日目は、審議終了後、散会となります。

3月6日、本会議の4日目です。3日目に引き続き、議案審議からです。議案第7号、議案第17号までの11議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。4日目は、審議終了後、散会となります。

3月9日、本会議の5日目です。議案第18号から議案第31号までの14議案です。令和2年度の議案第24号から議案第31号までを一括議題とし、施政の概要と予算説明書の説明を求め、説明の後、議案第24号から議案第31号までの各会計のかがみの朗読を各担当課長が行い、終了後、延会となります。

次に、後半の3月13日、本会議の6日目です。令和2年度当初予算の議案審議で、議案第24号から第26号までの3議案を予定しています。審議終了後、散会となります。

3月16日、本会議の7日目です。令和2年度当初予算の議案審議で、議案第27号から議案第31号までの5議案と議案第32号を予定しています。

続きまして、閉会中の所管事務調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承をいただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、3月3日、4日、5日、6日、9日、13日、16日です。

お諮りをします。本定例会の会期は、3月3日本日から3月16日までの14日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、3月3日本日から3月16日までの14日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議長（川副 善敬 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の4件を私から行います。

資料の1ページです。1番目は、長崎県町村議会議長会 議会運営・活性化調査研究視察が、令和2年1月15日から17日まで、沖縄県嘉手納町議会、久米島町議会、南風原町議会において実施されました。

嘉手納町議会においては、議会改革・議会活性化の取組について、久米島町議会においては、議会活性化の取組について、地場産業の創出について、人材育成・生涯教育について、南風原町議会においては、議会活性化の取組について調査研究を行っております。

次に、資料の3ページ目です。2番目は、長崎県町村議会議長会 令和2年 第1回議長会が、令和2年1月28日、長与町役場において開催されました。長崎県町村議会議長会 定期総会に向けての事業計画案、予算案について協議を行っております。

次に、資料の5ページから22ページです。3番目は、長崎県町村議会議長会 第71回定期総会が令和2年2月12日に長崎県市町村会館で開催されました。会の冒頭、撮影が行われ、自治功労として2名の方にそれぞれ伝達されました。また、第34回町村議会広報全国コンクールにおいて、激励賞を波佐見町議会が受賞されました。

6ページから16ページまで、報告第1号 会務報告が提出され、承認されております。

16ページから21ページまで、議案第1号 令和2年度長崎県町村議会議長会事業計画（案）が提案され、原案可決されております。

21ページから22ページまで、議案第2号 令和2年度長崎県町村議会議長会歳入歳出予算（案）が提案され、原案可決されております。

22ページ、決議（案）が提案され、採択されております。

次に、資料の23ページから27ページまでです。4番目は、西九州自動車道建設促進期成会 提案活動を、令和2年2月17日に国土交通省長崎河川国道事務所にて、長崎県の西九州自動車道建設促進期成会会員が行っております。

次に、議員派遣結果を報告します。

令和2年2月22日に、松浦市文化会館「ゆめホール」にて、西九州自動車道建設促進大会が開催され、全議員が出席しております。

今、報告しました議長出席会議報告4件並びに議員派遣結果1件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告の議会関係報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議長（川副 善敬 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

4件の報告をお願いします。

町長。

町長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきたいと思っております。

報告第1号 専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条

第2項の規定によりこれを議会に報告する。

記。長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の件。令和2年3月3日提出、佐々町長。

中身につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、2ページをお開きください。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、下記のとおり専決処分する。令和2年1月31日、佐々町長。

記。地方自治法286条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から長崎市を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合規約（平成8年3月27日自治許第40号）を別紙のとおり変更するというので、次のページをお開きください。

これが、市町村事務組合の規約の変更の内容となります。別表第1のところから長崎市を削除されております。また、別表第2のところからも長崎市のほうが削除されております。

2ページのところもただし書き以降のところ、長崎市のほうが削除されておるところでございます。こちらにつきましては、令和2年5月1日から施行するというので、構成する自治体の議会の議決をもって市町村事務組合のほうで議案のほうの上程がなされるという形になっております。

脱退理由につきましては、長崎市が市町村合併において退職者の著しい増減が見込まれたことから、退職手当の予算化の平準化を目的として、本総合事務組合に加入し、退職手当にかかる定額負担金制度を活用しておりましたが、今後、退職者の著しい増減が見込まれず、市町村合併前と同様に市単独で退職手当の予算を運用するため脱退するものとなっております。

なお、脱退にあたりまして、清算されて脱退されるという形になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第2号 専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において規定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

記。工事請負変更契約締結の件。令和2年3月3日提出、佐々町長。

中身につきましては、建設課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、めくっていただきまして、よろしいでしょうか。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年3月14日議会の議決により指定された「町長の専決処分の指定に関する条例」に基づき、次のとおり専決処分する。令和2年2月

18日、佐々町長。

記。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第22号）第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うものです。

もう1枚めくっていただいて、よろしくをお願いします。

工事名、変更前、変更後変わりません。令和元年度公園施設長寿命化皿山公園整備工事。

工事概要、変更前、複合遊具設置工、ゴムチップ舗装工、芝張工、一式。変更後、複合遊具設置工、ゴムチップ舗装工、芝張工、小児用遊具設置工、一式。

契約方法、変更前、指名競争入札による落札者と契約。変更後、現契約者と随意契約。

契約金額、変更前、5,497万8,000円、うち消費税499万8,000円。変更後、5,673万3,600円、うち消費税515万7,600円。

契約相手人、長崎県北松浦郡佐々町沖田免30番地3、株式会社親和テクノ佐々営業所 所長中島政信。

工期、自、令和元年9月20日、至、令和2年3月16日。

すいません、別紙に資料を付けておりますので、資料のほうを御覧いただきたいと思えます。

この皿山公園の遊具設置につきましては、当初計画時のアンケート調査の際に、6歳未満対象の遊具の設置の要望もあっておりまして、可能であれば設置ができないかということで検討したところでございますが、全体予算の関係上、図面に示しております青色の部分の遊具のみの更新で進めておりました。

しかし、国庫補助金等の関係がございまして、6歳未満対象の遊具の更新も可能となりましたので、今回追加工事にて設置を行っております。中央、青い部分が先ほど言いました、当初契約によります複合遊具の設置部分でございます。その右側、赤色の部分が1歳から6歳の幼児向けの遊具の設置で、今回の変更部分となります。

この幼児向けの遊具につきましては、フェンスで囲むような形で設置をしまして、複合アスレチック、6歳から12歳対象となっておりますが、この遊戯動線を分離しまして、駆け込み等で入ってこないようにですね、危険防止のためにフェンスを張るようにしております。

また、内部につきましては、ゴムチップ舗装をしておりますので、安全性を得ることができるといことで、そういった遊具になっております。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、3番目に西九州自動車道建設促進大会について御報告をさせていただきます。

西九州自動車道の建設促進大会についてでございますけど、令和2年2月22日土曜日、松浦市文化会館におきまして、西九州自動車道の建設促進大会を開催いたしました。

本大会は、県北の沿線自治体であります佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町の3市1町が主催、長崎県西九州自動車道建設促進期成会の共催で、本自動車道の早期完成と全線開通を期待する地元の熱い思いを終結しながら発信するものでございまして、平成29年度の初回開催から今回で3回目となるものでございます。

大会には、金子参議院予算委員長、北村内閣特命担当大臣をはじめ、本県選出の国会議員や国土交通省九州地方整備局長など多くの御来賓をお迎えし、本町からも町議会議員の皆様をはじめ約80名の方に御参加いただきまして、全体で500名規模の大会となりました。

大会では、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所所長及び西日本高速道路株式会社佐世保工事事務所所長から、事業の進捗状況について詳細な説明をいただくとともに、松浦市内

で自営業を営むお方から地元の熱い思いを伝える意見発表が行われました。

また、大会決議としまして、松浦佐々道路、それから、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、予算の確保を強く要望することが決議され、参加者全員による早期完成に向けた「団結頑張ろう」の三唱が行われ、盛会裏に閉会することができました。

当日御参加いただきました議長さんをはじめ、議員の皆様方には御足労をおかけいたしましたし、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げたいと思っております。

なお、翌週の2月26日には、長崎県と、それから3市1町の首長らによって、国土交通省、それから財務省等を訪問し、本大会における決議の報告と要望をしまりましたので、あわせて御報告いたします。

以上、西九州自動車道の建設促進大会について御報告をいたします。

次に、4番目の新型コロナウイルス対策についてでございます。

まずはじめに、先ほど申しましたように、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられました方々に対しまして、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス対策の状況について御報告をさせていただきたいと思えます。

昨年、中国の武漢で発生が確認されてから、これまでの間、世界各地でとどまることを知らず、広がりを見せている新型コロナウイルスですが、日本におきましても、ダイヤモンド・プリンセス号の乗客の発症、院内感染があり、その後、日本各地でも感染者が増え続けている状況であることは、皆様も御存じのとおりでございます。

2月の中旬ごろまでは、国や県からの特段の指示はなく、町としましては一般に報道されている程度の情報しか持ち合わせていなかった状況が続いておりました。その後、2月20日に政府のほうからメッセージが発表されまして、2月25日には新型コロナウイルス感染対策の基本方針というのが発表されたところでございます。

この基本方針のポイントは、感染のクラスター、いわゆる集団感染を生み出さない、そのためにイベント等の開催の必要性を改めて検討する、風邪の症状がある場合は外出を控える、感染の不安から直接医療機関を受診することを避け、まずは相談窓口にご相談するなどとなっております。

これを受けまして、緊急に協議を行い、また課長会も開催いたしまして、イベントの再考を要請し、2月と3月に予定しておりました人が集まる町のイベント等すべて中止することにいたしました。

また、住民の皆様に向け、お願いや対応、相談の目安などを記載したチラシを作成しまして、世帯配布を行い、あわせて町のホームページ、NBCのデータ放送にも掲載を行いながら、周知を図っているところでございます。

教育委員会におきましても、各学校長名にて各世帯配布のチラシと同じような内容の案内を保護者の方々にも配布するなどの対応をいたしております。

それから、町の施設につきまして、消毒液を調達して、玄関とか、それから窓口への設置も行ったところでございます。

このような対応を行っているなかで、2月27日に急遽、内閣総理大臣から小・中・高校を3月2日から24日まで休校とするという発表がなされたわけでございます。これを受けまして、教育委員会では数回の臨時校長会を開催しながら、県、他自治体とも状況を確認しながら、対応を協議して、3月4日から3月24日まで休校とするということを決定したわけでございます。

一方で、家で留守番をすることが難しい子どもたちに対応するため、学童保育を春休みと同じように開所して受け入れるということをしたところでございます。

また、卒業式、終業式につきましては、規模の縮小をするなど、感染の防止対策を講じて実施することと、今のところしているところでございます。

さらにイベントだけではなく、人が集まる日常的な行事、特に高齢者や子どもが集まる行事、

施設等につきましては、関係課による協議を行い、一部を除く3月中のほとんどの行事を中止、閉鎖することといたしました。

詳しくは、お手元にお配りしております資料を御覧いただければと思っております。

こうした対応につきまして、住民の皆様には賛否両論、様々な御意見があろうかと思えます。多大な御迷惑をおかけしていることに対しましても、重々承知をしているわけでございます。

しかし、今は感染症の拡大を防ぐために、集団感染を生み出さないために、対策が非常に重要であると思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

今後につきまして、国の方針でも、もしも感染の流行が終息せず、地域感染者、患者数の大幅に増えた場合には、診療時間や、それから動線を分けるなどの感染対策を行いながら、一般の医療機関でも感染を疑われる患者を受け入れるとされていますが、具体的な対応については、これから検討がなされるということになっているわけでございます。

したがって、今の時点では感染の流行をできる限り終息させること、重症者の発生を最小限に食い止めることに力を注ぐということで、町としましても、国、県の情報や、それから動向を注視ながら連携して対応に取り組んでまいりたいと考えておりますし、また、広報無線やホームページなどを通じまして、情報の発信、周知に努めてまいりたいと考えております。

重ねてなりますが、住民の皆様には多大なる御迷惑、御不便をおかけしますが、どうぞ御理解をいただければと思っております。

以上、町長報告でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

町長から4件の報告がありました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑のある方。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

最後の報告がありました新型コロナウイルス感染予防対策についてですけれども、昨日の国会で、新型コロナウイルスについて、いわゆる遺伝子検査がですね、保険で適用になるという話を厚労大臣がされておりました。今週から実施できるというふうになるというふうに答弁されておりましたけれども、予測されることはですね、町内の医療機関や周辺の医療機関でもPCRの検査が進むということになると、いわゆる感染者っていいですか、が発生するということが格段に増えるということもね、予測されるわけですけれども、そういう際に、佐々町として、もしも感染者が出たときに、追加的なことを何かやるのかということとかですね、そういった点についての検討というのはされておるのかどうかですね。あればお聞かせいただきたいと思えます。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

今御質問がございました点につきまして、まだ国、県のほうから具体的に情報が入ってきておりませんので、先ほど町長報告でもありましたように、そのPCR検査もそうですけれども、そもそもその感染の拡大を食い止めることができなかつたときの対応と、一般医療機関での受入れっていうところにつきまして、具体的にどうするのかっていうのを確認の連絡は入っているんですけれども、まだ未定というところがございますので、町としてもどのようにしたい

が、その結果、検査が必要と判断されたときに、その検査ができる病院を指定をされるというふうな形になっておりまして、今現在、その検査ができる医療機関は公表しないというふうな取扱いになっておりますので、ちょっとこの場で申し上げることができません。申し訳ございません。

議長（川副 善敬 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

御質問の学校を休校にしないという判断をした自治体もあるというのは私ども知っておるわけですが、私どもこういう休校要請があるということを知ったのは27日のテレビでございました。

その後、いろんな情報を収集したわけですが、どこも混乱している状態、しかし、課内でも検討しましたが、国の要請を断るといいますかね、要請を受けない、合理的で客観的な根拠がない、佐々では絶対感染しないというようなことは言えないということで、それでも学校の混乱、保護者さんたちの混乱を少しでも緩和するために、4日から、明日からの休校という判断をしたところです。

それから、学童保育との関連ですが、昨日から住民福祉課と連携しながら、指導員、支援員の確保等について対応してきたところですが、夏休みと同じ体制であれば受入れ可能であろうという思いは持っておるところでございますが、いずれにしろ急遽のことでございますので、特に明日の混乱等があるのではないかなど危惧しているところです。

学校のほうには、でき得限りの協力をするようにと、教室開放、職員の応援等についてもでき得限りの対応をするようにと、今朝指示をしたところです。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

2番。

2番（浜野 亘 君）

最初の分の検査機関なんですけども、公表しないっていう趣旨はわかりますけども、そういうことでやはり検査の結果が出るのが遅いのかなって逆に思いました。

やはりきちっとそういうのは公表されるべきだと思うんですよね、きちっと医療機関で、研究機関で検査するっていうふうな形でとっていただければというふうに思います。

それと、学校の学童保育については、できるだけ協力体制で、先生方は出勤になってますので、協力していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

同じく新型コロナウイルスの関係で、対応策についての確認をしたいと思います。

資料を見させていただいて、ホームページ等も見させていただいているんですけど、非常に情報が乏しいなと思ひまして、わからない点は何点かあったんで確認をしておきたい。

まずは、県内の他自治体の状況はどのようになっているのか。佐々町の対応もしかりですけ

ど、県内の各自治体の対応がどのようになっているのかというものをお伺いしたい。と申しますのは、小中学校の休校を含めたところで伺いたいと。

あと、その町内の保育所はもうそのままあるのか、そこら辺の情報も。保護者の方が一番気になる場所の情報だと思うんですね。そういったところの部分の情報をいち早く察知して、町として、町内の状況はどうなんだよということを発信するべきじゃないかなと、働いてらっしゃる世帯の方々はネットなりで、まずは情報を確認していくと思うんですよ。

園からの、園への連絡等々によって確認はできると思うんですけど、まずは、スマホなりでチェックをされていくと思うんで、その点はどのようになっているのかを確認しておきたい。

それと、先ほど言われた学童保育の部分なんですけれども、開所されていくという。私もテレビでの情報、学校を開放されているという、共働きの保護者の方のためにですね、学校を開放して、対応をとってるというところで助かっているというような報道もなされておりました。そこら辺はどのようになるのか、一番親御さんがですね、気になっている部分じゃないかなと思いますので。

それと、企業と補助ですね、今発表されていますよね、国が。出勤扱いにした企業に対しての補助とか、そういった部分の情報は現在どのようになって、そういった御相談窓口はどのように町として対応をしていかれるのかというのを確認しておきたい。

議 長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、先ほどの御質問ですけれども、まず、町内の保育所ですけれども、これは通常の運営で何ら変わることはございませんので、通常どおりということになります。

学童保育につきましては、先ほど教育長からの答弁もございましたけれども、あすから朝7時半から夜の19時までを学童保育は開設をするということで、先ほど御質問の中にもありましたけれども、夏休み、春休みというような長期休業と同じような対応をさせていただくということで、あすからスタートする予定でございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

臨時休校の対応については、県内でも各自治体分かれておるところはございます。県からの要請は、原則2日から、遅くとも4日からという通知がまいっておりました。2日から休校したのは、対馬市、諫早市、諫早市は午後からです、西彼長与町、そして、3日からというのが大村市等がございますが、おおよそは4日からという対応をなさっておるようでございます。

また、休校中の学校の対応も様々でございますけれども、学童保育については、できる限りの協力はしていきたいと思いますが、学校を休校にした趣旨というのが、人との接触をなるべく避けて自宅で過ごすという趣旨がございますので、状況を見ながらですね、保護者の方の御不安もあると思いますが、状況を見ながら対応、このあとまた検討していかねばならないだろうというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

最後の御質問の補助の対応というところでございますけれども、申し訳ございませんが、特に情報等がまだ入ってきておりません。報道されている以上の情報を持ち合わせておりませんので、今後どのような対応になるのかということにつきましては、今の段階でちょっとお答えすることができませんので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

日額8,400円やったですかね、議長がおっしゃられたように。そういった情報を先に察知してですね、発信をしていっていただきたいと。先ほどの学童の対応についてもですよ、ネット見ても何も、佐々町のホームページ書いてありませんよね、4日からといってですよ。書いてないんですよ。

共働きの方々がですね、一番戸惑ってらっしゃる、また低学年の子、休めないとかですね、預け先に困るという場合に、結局一番困られるという状況が発生するんじゃないかと思うんですよ。

だから、電話で確認すればいいことかもしれませんが、まずはその情報を自分で取りに行きますよね、今の時代は。検索できるわけですから。4日からそういったことが決まっているのであれば、そういった情報もですよ、やはり掲載してほしいんですよ。見てもない、情報を探しにいてもないと、発信してほしい、そういったことを要望して終わりたいと思っておりますけども。

あと、先ほどの補助金等の情報もテレビ等で報道されますから、そしたらどのような、相談窓口はどこなのかという部分も、すぐ情報を欲しがりますよね。そうしないと対応もできないという部分もありますから、そういったのは早急な対応をですね、お願いして情報を発信してほしいということを要望して終わりたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）
答弁はよかですか。要望ですか。
答弁があれば大事なことやっけん。
しばらく休憩します。

（10時47分 休憩）

（10時48分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この件につきましては、上からのあれで来とるもんで、町と自治体としての対応はまだ未確定ですので、いろんな、5番議員が質疑した件については要望っていう形で、すぐ情報が入れば発信するというごをお願いをします。

ほかに質疑ありませんか。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

新型コロナウイルスの、今の、保険環境課からそういういろんな情報が出ておりますけれども、広報ということではちょっとお伺いしたいと思いますけれども、この新型コロナウイルスにしまして、佐々町の広報っていうと、広報無線があるわけがございますけれども、この件にしまして、コロナウイルスに関して、例えば予防とか、この相談窓口ということで県北保健所とか、長崎県の相談センターとか、私どもも初めてお聞きして初めて知ったわけですが、町民の方たちっていうのは全く御存じじゃないんじゃないかということで思っておるものから、そこら辺のところの、例えば、広報無線使ってあまりすると油に火を注ぐような形になるかもわかりませんが、どういうふうにお考えになっておるか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これの一番最後の、すいません、申し訳ございません、新型コロナウイルスの委員会の資料ということで配付、これですね、これは今全戸に配布しております。（淡田議員「ああ、そうですか。」）これ全部、この前町内会長会を開きまして、それでこれを全戸配布してくれということで要望が 있습니다ので、今全戸配布していますので、もうきていないところもうすぐくると思っています。多分——（淡田議員「ああ、わかりました。」）もう配付はしていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。
以上で、日程第4、町長報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長（川副 善敬 君）

次に、日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、総務厚生委員長から報告をお願いします。

6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

それでは、長崎県後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会、それから議会運営委員会、令和2年の第1回定例会の出席をいたしましたので、その概要を報告いたします。

開催日時は令和2年2月12日水曜日、午前11時30分から議会運営委員会、午後1時から第1

回定例会が開会されて、場所は長崎県市町村会館 6階会議室で行われました。

議会運営委員会の協議事項は、第1回定例会にかかる会期及び議会日程、それから、議会運営委員の選任、広域連合長専決処分事項の指定についての一部改正、議案審査の方法、昨年8月の定例会以降の報告、連合長の報告、8件の事項が上げられ、すべて異議なしにより定例会に上程されることとなりました。

続いて、午後1時から第1回定例会が始まりまして、議案第1号は、第3次広域計画の策定についてでございますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項を設けること、及び広域連合と市町との連携に関する事項を定める計画を策定するというもので、計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間ということでございます。

議案第2号は、広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

議案第3号は、監査委員条例の一部改正。

議案第4号 後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、保険料率を所得割額8.98%、均等割額を4万7,200円に改正等の内容でございました。

議案第5号、第6号は補正予算関係で、そして議案第7号が令和2年度の一般会計予算で、歳入歳出総額2億3,600万2,000円。

議案第8号では、後期高齢者医療特別会計予算で歳入歳出総額2,226億9,552万円となっております。

次に、議案第9号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更で、令和2年4月30日に長崎市が脱退するというものでございます。

以上の議案はすべて原案可決されました。

あと、専決処分及び承認を求めることについて、広域連合職員の給与に関する条例で、広域職員等の旅費に関する条例の一部改正する条例、それから、成年被後見人の権利の制限にかかる措置の適正化を図るための法律施行に伴う関係条文の整理をするというもので説明がありました。

詳しくは、議員控室に置いてあります報告書を御覧いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。(永田議員「議長、休憩をお願いします。ちょっと確認したいことがある。」)

議 長 (川副 善敬 君)

報告の終わってから、ちょっと待ってください。町長報告についてですか。(永田議員「いえ、今の分。」)今の分、はい。そんなら質問受けんばったいね。

しばらく休憩します。

(10時55分 休憩)

(10時56分 再開)

議 長 (川副 善敬 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

(総務厚生委員長 永安 文男君 降壇)

— 日程第6 委員会報告 —

議長（川副 善敬 君）

続きまして、日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

それでは、総務厚生委員会委員長報告を行います。

令和2年2月6日と2月7日に委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

2月6日の主な概要について報告をいたします。

はじめに、条例改正等については、附属機関の設置に関する条例の一部改正ですが、地方公務員法の改正による特別職非常勤職員の厳格化に伴い、関係条例を整備するものであり、要綱等で整理された附属機関等については、法的にしっかり条例化することで整理をするものということでした。

内容として、要綱等で設置している委員会を附属機関に関する設置の条例の別表のほうに位置付けるもの、位置付けをします。

もう一つは、特別職の非常勤の報酬、費用弁償に関する条例を整理ということで、資料に基づき説明がありました。

委員からは、諮問機関の根本的な問題や要綱等で設置する委員会すべての条例をつくるのかという質問がありましたが、個々に条例を制定する必要はなく、附属機関の別表において列挙するという形をとって整理をするということでした。

次に、職員の給与に関する条例の一部改正について、55歳を超える職員の昇給停止と給与構造改革における経過措置の現給保障の廃止という条例改正を行うというものです。

それから、次の佐々町消防団設置条例の一部改正については、消防団員の減少に伴い、団員の確保を図るため補助団員制度の創設、本町に勤務する町外居住者の任命を行いたいということで、それぞれの関係業務を整理するという説明がありました。

あと主なもので、佐々町営住宅条例等の一部改正がありました。これについては、民法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日から施行されることにより、公営住宅管理標準条例案が改正されており、これを受けて佐々町営住宅条例及び佐々町特定公共賃貸住宅条例の改正を行うもので、内容としては、1つに、連帯保証人1名以上を入居の要件とするというのは、現行制度は維持するという、それから、2つ目の連帯保証人が保証する極度額の設定を入居当初契約家賃の14月分に設定するというものでございます。

そのほか今回の改正は、国土交通省の公営住宅管理標準条例に従って行うものということで、各条の改正部分の説明がありました。

次の項目で、未利用町有地活用についての中で、佐々町町有地利活用基本方針案について、11月開催した総務厚生委員会所管事務調査での説明を受けていたものではありませんけれども、内容の見直しや文言の調整の部分で、指摘を行ったところの修正箇所について説明を受けたものです。

今後はこの方針によって、遊休町有地利活用の具体的な検討に進んでいきたいということでした。

委員会としては、このあとも検討を要することから継続調査といたしました。

地域福祉計画について。答申を受けた地域福祉計画案の報告ということで、前回11月の委員

会で指摘を行った点について、見直しを行い修正したところでの計画の内容説明を受けました。

委員から、内容的な部分、構成上の問題等の意見があり、まだ、まとめるまでの時間はあるので修正すべき点は修正をして、最終的な整理をさせていただきたいという執行からの回答がありました。

この地域福祉計画については、今後検討の要素がありますので、当委員会としては継続調査といたしました。

子ども子育て支援計画について。答申を受けた子ども子育て支援計画（案）の報告については、第2期“さざっ子”育成プロジェクト（案）により説明を受けたもので、前回のたくさんの指摘を受けた部分について、可能な限りの対応を作業中であるということでございました。

委員からは、令和2年度から令和6年度までの子ども子育ての概要、重要な計画ということから、課題解決に対する政策等の調整が重要ではないかとの意見もあり、今回の答申を受けたことにあわせて再度チェックを行い、最終的にどのような形で整理をするか内部で協議させていただきますということでありました。継続調査としています。

次に、庁舎建設について。庁舎建設基本計画案についてですが、10月から基本構想の審議から3回の基本計画案の協議により、策定委員会で承認を得ていますということで、今後の予定としては、基本計画案についてのパブリックコメントを行い、3月18日の策定委員会で確認をいただき、その後答申をもらおうと考えているとのことでした。

内容としては、新庁舎の延べ床面積は約3,800平米、最終候補地を役場周辺エリアとする。事業方式は、設計施工分離発注方式、設計者選考方式はプロポーザル方式、概算事業費は現在見込める額として25億円を想定、建設費の財源として、交付税措置のある地方債、公共施設等適正管理推進事業債を活用するという内容の説明がありました。

委員からは、複合施設としての検討、耐震性の問題や解体にかかるアスベストの経費等を踏まえた概算事業費、駐車場等の配置計画の課題に対しての確認意見が出されました。

執行からは、起債対象が来年度実施設計の発注ということがあるので、そこを目標に意見調整ができるよう努力していきたいということですが、いろんな問題があるので、委員会としては継続調査といたしました。

その他報告として1件の報告がありました。

続いて、2月7日分の主な部分を報告します。

条例等については、さきの11月25日の委員会で説明を受けておりました基金の再編ということで、6本の基金条例の一部改正及び制定について一括して説明を受けた後に、質疑応答を行いました。

説明として、1つ目は、協働のまちづくり促進基金は、ふるさと応援基金に積むために取り崩すための改正が主で、次のふるさと応援基金条例の制定は、ふるさと納税制度を活用してまちづくりを目的とするもの、それから環境整備協力基金条例の制定は、本町に納入される環境整備協力金の使い道を明確化にして、有効活用を図るといった見直しということでございます。

公共施設整備基金条例の一部改正では、今回、庁舎整備基金と学校施設整備基金に組替えを行い、それぞれの整備に必要な経費に充てることを目的として積立てを行っていくという、新たに基金条例を制定するものとの説明を受けたものです。

委員からは、条例のつくり方において、同じ事業がどの基金からでも使えるようであり、目的をはっきりして使うようにしないといけないのではないかといった意見があり、執行からは、それぞれの基金の処分のところで取崩しをしっかりと基金の管理をしていきます。また、今後、想定される大型事業の建設年度に必要な財源に充てることとして、これらの基金を創設したいという回答でございました。

次に、佐々町基本構想の策定に関する条例の制定については、基本構想は町の総合的、計画

的な行政運営を基本的な指針として捉えており、今回、策定に必要な項目をまとめて条例として提案していくものであると。

それと、佐々町水道事業給水条例の一部改正では、民法の改正によるもので、水道料金が現在2年の時効が適用されているものが5年に変更となること。それから、学校教育法の改正によるもので、水道の布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程修了者が含まれることになったという2点にかかる改正を行うというものです。

長くなって申し訳ございませんが、次に総合計画・総合戦略について。第7次佐々町総合計画骨子案についてです。

町の最上位計画として位置付けとして、総合戦略をあわせて策定する。手法として、基礎調査及び第6次計画の振り返りを行うため、進捗状況のヒアリングを行う。また、町民意識調査・町民アンケートの調査を整理し、現行計画の満足度調査により課題を見出すことにしている。

人口ビジョンについては、5年経過しているので、最新のデータにより人口の将来展望に向けて方向性を整理する。

基本構想は、まちづくりの基本方針として、佐々町の将来像、基本目標、将来像を実現するための政策目標の3つの柱に立って整備していきますと。今後の総合計画審議会等の審議を踏まえて策定作業を進めていくとの説明があり、これまで行った町民意識調査や町民対象のS A Z A未来カフェ、中学生ワークショップの実施、町職員対象の職員説明会を行った。今年度行っている取組等の報告がありました。

今後、次年度以降は具体的な取組を行っていくものとの説明を受けております。

委員からは、現行計画の行政評価等はどうなっているか、達成度合いを見る数値についてどう考えるか等の意見が出されまして、すべて踏襲するのではなく、見直すという視点に立って進めていきたい。現行計画の目標については、各課の検証シートに基づいて基礎データを集めたいということです。具体的なつくり込みについて途中報告もあり、委員会としては継続調査としております。

それから、し尿・ごみ処理について。し尿前処理施設の整備についての計画書の概要説明では、佐々町下水道広域化推進総合事業に関する計画書により説明を受けたもので、し尿の前処理施設を下水道の処理場に建設して、し尿等汚泥を処理するもので、県のほうに提出する計画書の案であり、それぞれの検討項目について説明がありました。

委員からは、スケジュールが前倒しになって、令和5年度に目標をとということでの話は、これ以上短縮はできないのか。搬入ルートには地元との協議はどうなっているのか等の意見があり、執行からの回答は、交付金を活用するスケジュールとして、令和5年度いっぱいが限度であるということで、地元との協議は住民の方に十分説明を行いながら、町としての考え方をしっかりお伝えして進めていきたいということでした。

委員会としては、早急に地元との協議を進め、急ぎの進捗をお願いするということで継続調査としました。

次に、ごみ処理関係の計画書案についてですが、ごみ処理施設整備基本計画、一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画の案についての説明を受けたもので、これは循環型社会形成推進交付金を受けるために必要な計画で、長寿命化計画を実施することに伴う見直しとかの計画書であり、し尿の分とごみ処理施設の交付金との関係からの計画書づくりということで、今後、チェックをしながら修正を加えて最終的に完成させたいということでした。

当委員会としては、継続調査といたしております。

その他報告、8件の報告を受けて終了をいたしました。

以上、主なものの報告でしたけれども、詳しくはお手元に配付の総務厚生委員会報告を御一読お願いしたいと思います。

これで総務厚生委員会報告を終わります。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議長（川副 善敬 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
2番。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 登壇）

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

令和2年1月29日に産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。案件は4項目5件について所管事務調査を行い、執行より9件のその他報告を受けました。最初に、幼児・学校・社会教育及び整備について。令和元年度国の補正予算措置に伴い、教育委員会関連事業への取組を行います。内容は、佐々中学校のトイレを洋式化等の工事をする。佐々小学校体育館及び口石小体育館の天井に落下防止用の網を張る工事の3件について、計画年度を前倒しし、令和元年度の繰越事業として実施したいと、教育委員会から説明がありました。

委員からは、中学校体育館の天井は問題ないのかの確認があり、問題ないということでした。

また、両小学校体育館の照明が暗いので改善できないかとの要望がございました。

次に、条例等について。佐々町水道事業給水条例の一部改正については、現行は水道料金の時効2年に、条例で3年経過後に債権放棄できるとしておりましたが、今回、民法の改正により5年時効に改正されたため、3年経過を削除したということ、並びに学校教育法の改正が昨年4月に施行され、水道施設工事監督者と水道技術管理者の資格変更があり、遅くなりましたが、一緒に条例の改正をしたいと水道課から説明がありました。

委員からは、前期課程を修了した者とは短期大学を卒業した者かとの確認があり、4年制の専門職大学のうち、前期課程修了は学校により異なっており、2年または3年を修了した者が短期大学卒業の水準となるということがございます。

次に、佐々町営住宅条例等の一部改正について、現行では、限度額の規制がない連帯保証人の保証する極度額が義務化され、国が示した13.2か月分を参考に、入居当初家賃月額14か月分の設定及び町営住宅を明け渡した場合の利率、現在年率5%ですけれども、4月からは3%になるということを規定しており、民法で定める率に連動させるなど、民法の改正により佐々町営住宅条例及び佐々町特定公共賃貸住宅条例の一部改正を行いたいと、建設課から説明を受けました。

委員からは、畳の表替えなど、入居者が負担すべき修繕料の規定が削除されているがとの確認があり、標準条例案と同じように請書で対応することとしたということです。

また、極度額の14か月分を超えた場合はどのようになるのかの確認があり、超えた滞納家賃は入居者へ請求することとなりますが、令和2年度から施行なので、極度額を超えないように対応したいということです。

次に、まちづくりについて。道路等の愛護団体制度（案）については、現在、町道・河川・公園等の管理は行政だけでは行き届かないところがありますので、愛護団体制度によりきれいなまちづくりにしたいとの思いで検討中です。県の団体助成制度を参考にし、5人以上で年2回以上の清掃活動をしていただける地域のボランティア団体に助成したいと、建設課から説明がありました。

委員から、5名以上となれば町内会の隣保班長でもよいのかの確認があり、自治会保険の

傷害補償がされない場合があるので、全員の登録をお願いしたいということです。

また、良いことではあるが、飲料水、軍手、鎌などの消耗品の支給や、ほかからの助成との兼ね合いなどの意見が出て、再度研究することとなり、継続調査といたしました。

事業の進捗状況調査について、投資的事業の進捗状況調査については、建設課、教育委員会、水道課、産業経済課より、災害などの繰越事業を含め、各事業ごとに進捗状況について執行から報告がありました。

まず、建設課は、橋梁長寿命化計画業務委託、皿山公園園路整備工事、江里川災害復旧工事の仮設道路工事など。教育委員会は、中学校のバックネットブロック塀工事、サン・ビレッジさぎテニスコート、砂入り人工芝の張替工事、埋蔵文化財の調査業務など。水道課は、新平野配水管新設工事、農業集落排水から下水処理をするための角山污水管布設工事、町道埋設の水道管更新工事、工事に伴う舗装工事など。産業経済課は、ため池マップ等作成業務、農地災害復旧工事、ラバー井堰改修工事の農業用施設災害復旧工事などの説明がありました。

委員からは、特殊な人工芝張替工事の完成検査について、誰が検査をされるのかとの確認があり、建設課職員が現場監督し、教育委員会職員が検査するとの説明です。

また、農業関係の災害復旧工事6件について、ことしの作付けに間に合うのかとの確認があり、中川原のラバー井堰以外は作付けに間に合わせるということでございます。

続いて、その他報告に入り、執行から9件の報告がありました。

学校給食施設整備について、再検討しても北部グラウンドが学校給食センターの建設地として適地であり、2回目の地元説明会を2月中旬に実施したいと、教育委員会から報告を受けました。

委員からは、地域からフットサルコートの要望があったのか。人生100年の時代で社会教育施設は大事であり、利用者がおられるにもかかわらず、学校施設のため、地域住民の意見を無視してまで北部グラウンドに建設しないといけないのかとの意見がありました。

次に、し尿前処理施設建設について。下水道広域化推進総合事業で取り組むとのことで考えていますと。し尿と浄化槽汚泥を希釈して下水処理場に投入する方式が最善と思います。搬入ルートは、ルートを増やし、5案を地元へ提示したいと、水道課から説明を受けました。

次に、皿山公園整備について。先ほど説明が町長報告からありましたように、対象年齢が6歳から12歳のアスレチック系の遊具の設置工事を施工中であるが、追加工事として6歳未満の遊具約200万円を管理道前に専決処分により設置したいと、建設課から説明を受けました。

次に、雨水排水事業の経過について。下水道事業団に委託しております事業の大新田第2排水機場ポンプ増設事業について、事業費全体が約1億2,000万円の減額となり、基本協定の変更契約を3月議会をお願いしたい。また、小浦ポンプ場については大新田分の執行残を令和元年度の繰越事業として実施したいと建設課から報告を受けました。

次に、指名停止措置について、建設課と産業経済課の2件の報告がありました。

建設課では、町道森の木線横断暗渠改良工事で工事遅延がありました。また、産業経済課では、平成30年農地災害復旧事業の農地工事で人身事故が発生しましたが、町への報告遅延がありましたとの執行から報告を受けました。

委員から、人身事故の内容の確認をされ、建設機械の誤作動により腰骨にひびが入ったとのことです。

次に、地域おこし協力隊について。年度当初3人の農業従事者がおられましたが、1人が他市で就農のため退職されました。1人はイチゴ農家での研修中であり、あと1人が農業施設設備の機械制御について研究中ということで、産業経済課から報告を受けました。

次に、令和元年度農地・農業施設災害について。農地4件、農業施設2件が令和元年に被災して査定が終わり、2月には発注したいと。ただし、中川原の井堰の工事は、今年度の作付けに間に合わないの、応急的に水中ポンプで対応したいと、また議会に付すべき案件となります

と、産業経済課から報告を受けました。

地方創生事業について。産業経済課と企画財政課が担当になりますけども、先ほど総務厚生委員長からありました件と同じですが、地方創生交付金を活用して佐々駅舎を改修し、観光情報発信と交流拠点として整備したいと、産業経済課から説明を受けました。

委員から、改修との説明でありましたが、2階への階段が急な勾配なので、改築は助成対象とならないのかと確認されましたが、改修で進めさせていただきたい。また、せっかくだから思い切って改築でも考えたかどうかとの意見があり、検討したいとのことでした。

最後に、事業の繰越しについて。町営住宅神田団地横の駐車場9台分の整備工事の入札をしましたけども、不落となり、年度内完成が見込めないので、事業の繰越しをさせてほしい。また、雨水事業の繰越しについて、小浦ポンプ場長寿命化改築工事は12月に繰越しのお願いをしたが、大新田第2排水ポンプ場の執行残分を増額したいと、建設課から説明を受けました。

委員からは、駐車場台数が9台分で足りるかとの確認があり、現在駐車場の台数は44台分を既に整備しており、入居者にアンケート調査をしましたら、保有台数は44台ということでありました。

また、ほかの町営住宅の駐車場整備については、建替事業が進まないのであれば整備が必要ではないのかと意見がありました。

その他詳細につきましては、お手持ちの産業建設文教委員会報告を御覧ください。

以上で委員会報告を終わります。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

委員長からの報告は終わりました。

以上で日程第6、委員会報告を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

（11時24分 散会）